

【表紙】

【提出書類】	変更報告書No.16
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	渡辺 章博
【住所又は本店所在地】	東京都世田谷区成城六丁目25番22号
【報告義務発生日】	平成24年8月7日
【提出日】	平成24年8月14日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	24名
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	共同保有者の減少 単体株券等保有割合が1%以上増加したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	G C A サヴィアングループ株式会社
証券コード	2174
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所（マザーズ）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	渡辺 章博
住所又は本店所在地	東京都世田谷区成城六丁目25番22号
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和34年2月18日
職業	会社役員
勤務先名称	G C Aサヴィアングループ株式会社
勤務先住所	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C Aサヴィアングループ株式会社 I R室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

(2)【保有目的】

発行会社グループの役員・幹部職員であり、経営参加を目的とした安定株主として保有しています。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

（４）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 （株・口）	37,356		
新株予約権証券（株）	A 100	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 37,456	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		37,456
保有潜在株式の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+ I+J+K+L+M+N）	U		100

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成24年8月7日現在）	V	351,329
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		9.70%
直前の報告書に記載された株券等保有 割合（％）		9.95%

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
該当事項なし						

（ 6 ）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株主間契約（Share Ownership Agreement）

提出者、各共同保有者（以下、提出者及び各共同保有者を総称して「本経営株主」といいます。）、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.（以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。）は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

(1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日（以下、「本設立日」といいます。）後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後4年間（平成23年3月30日付で2年間の延長を本株主間等で合意しております。）は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から1年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から2年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から3年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から4年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後4年間（平成23年3月30日付で2年間の延長を本株主間等で合意しております。）は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスティル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

（ 7 ）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	915
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	株式移転により37,356株を取得
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	915

【借入金の内訳】

名称	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
G C A サヴィアン グループ株式会社	サービス業	渡辺 章博	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセン チュリープレイス 丸の内30階	2	915

【借入先の名称等】

該当事項なし

2【提出者（大量保有者） / 2】

（1）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	佐山 展生
住所又は本店所在地	東京都渋谷区神山町32番 8 号
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和28年12月 3 日
職業	会社役員
勤務先名称	G C A サヴィアングループ株式会社
勤務先住所	東京都千代田区丸の内一丁目11番 1 号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C A サヴィアングループ株式会社 I R 室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

（2）【保有目的】

発行会社グループの役員・幹部職員であり、経営参加を目的とした安定株主として保有しています。

（3）【重要提案行為等】

該当事項なし

（４）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 （株・口）	12,772		
新株予約権証券（株）	A 100	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 12,872	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の 数	R		
共同保有者間で引渡請求権 等の権利が存在するものと して控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		12,872
保有潜在株式の数 （A+B+C+D+E+F+G+H +I+J+K+L+M+N）	U		100

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成24年8月7日現在）	V	351,329
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		3.33%
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）		3.42%

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
該当事項なし						

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株主間契約（Share Ownership Agreement）

提出者、各共同保有者（以下、提出者及び各共同保有者を総称して「本経営株主」といいます。）、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.（以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。）は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

(1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日（以下、「本設立日」といいます。）後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後４年間（平成23年３月30日付で２年間の延長を本株主間等で合意しております。）は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から１年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から２年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から３年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から４年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後４年間（平成23年３月30日付で２年間の延長を本株主間等で合意しております。）は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスティル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

（７）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	915
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	株式移転により12,772株を取得
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	915

【借入金の内訳】

該当事項なし

【借入先の名称等】

該当事項なし

3【提出者（大量保有者） / 3】

（1）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	山本 礼二郎
住所又は本店所在地	神奈川県鎌倉市今泉二丁目17番3号
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和35年10月3日
職業	会社員
勤務先名称	G C A サヴィアン株式会社
勤務先住所	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C A サヴィアングループ株式会社 I R 室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

（2）【保有目的】

発行会社グループの社員であり、安定株主として保有しています。

（3）【重要提案行為等】

該当事項なし

（４）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	7,304		
新株予約権証券(株)	A 100	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 7,404	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の 数	R		
共同保有者間で引渡請求権 等の権利が存在するものと して控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		7,404
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H +I+J+K+L+M+N)	U		100

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成24年8月7日現在)	V	351,329
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		1.92%
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		1.97%

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
該当事項なし						

（ 6 ）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株主間契約（Share Ownership Agreement）

提出者、各共同保有者（以下、提出者及び各共同保有者を総称して「本経営株主」といいます。）、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.（以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。）は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

(1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日（以下、「本設立日」といいます。）後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後4年間（平成23年3月30日付で2年間の延長を本株主間等で合意しております。）は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から1年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から2年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から3年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から4年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後4年間（平成23年3月30日付で2年間の延長を本株主間等で合意しております。）は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスティル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

（ 7 ）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	915
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	株式移転により7,304株を取得
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	915

【借入金の内訳】

名称	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
G C A サヴィアン グループ株式会社	サービス業	渡辺 章博	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセン チュリープレイス 丸の内30階	2	915

【借入先の名称等】

該当事項なし

4【提出者（大量保有者） / 4】

（1）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	加藤 裕康
住所又は本店所在地	東京都世田谷区桜丘三丁目29番4号
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和44年2月18日
職業	会社役員
勤務先名称	G C A サヴィアングループ株式会社
勤務先住所	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C A サヴィアングループ株式会社 I R 室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

（2）【保有目的】

発行会社グループの役員・幹部職員であり、経営参加を目的とした安定株主として保有しています。

（3）【重要提案行為等】

該当事項なし

（４）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 （株・口）	15,600		
新株予約権証券（株）	A 750	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 16,350	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の 数	R		
共同保有者間で引渡請求権 等の権利が存在するものと して控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		16,350
保有潜在株式の数 （A+B+C+D+E+F+G+H +I+J+K+L+M+N）	U		750

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成24年8月7日現在）	V	351,329
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		4.24%
直前の報告書に記載された株券等保有 割合（％）		4.40%

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
該当事項なし						

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株主間契約（Share Ownership Agreement）

提出者、各共同保有者（以下、提出者及び各共同保有者を総称して「本経営株主」といいます。）、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.（以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。）は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

(1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日（以下、「本設立日」といいます。）後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後4年間（平成23年3月30日付で2年間の延長を本株主間等で合意しております。）は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から1年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から2年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から3年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から4年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後4年間（平成23年3月30日付で2年間の延長を本株主間等で合意しております。）は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスティル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

（７）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	6,862
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	株式移転により15,600株を取得
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	6,862

【借入金の内訳】

名称	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
GCAサヴィアングループ株式会社	サービス業	渡辺 章博	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階	2	6,862

【借入先の名称等】

該当事項なし

5 【提出者（大量保有者） / 5】

（1）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	益戸 宣彦
住所又は本店所在地	東京都世田谷区上用賀五丁目17番4号
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和36年7月28日
職業	会社員
勤務先名称	G C A サヴィアン株式会社
勤務先住所	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C A サヴィアングループ株式会社 I R 室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

（2）【保有目的】

発行会社グループの社員であり、安定株主として保有しています。

（3）【重要提案行為等】

該当事項なし

（４）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	3,800		
新株予約権証券(株)	A 100	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 3,900	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の 数	R		
共同保有者間で引渡請求権 等の権利が存在するものと して控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		3,900
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H +I+J+K+L+M+N)	U		100

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成24年8月7日現在)	V	351,329
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		1.01%
直前の報告書に記載された株券等保有 割合(%)		1.04%

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
該当事項なし						

（ 6 ）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株主間契約（Share Ownership Agreement）

提出者、各共同保有者（以下、提出者及び各共同保有者を総称して「本経営株主」といいます。）、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.（以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。）は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

(1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日（以下、「本設立日」といいます。）後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後4年間（平成23年3月30日付で2年間の延長を本株主間等で合意しております。）は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から1年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から2年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から3年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から4年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後4年間（平成23年3月30日付で2年間の延長を本株主間等で合意しております。）は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスティル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

（ 7 ）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	915
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	株式移転により3,800株を取得
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	915

【借入金の内訳】

名称	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
GCAサヴィアングループ株式会社	サービス業	渡辺 章博	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階	2	915

【借入先の名称等】

該当事項なし

6【提出者（大量保有者） / 6】

（1）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	福谷 尚久
住所又は本店所在地	千葉県流山市加一丁目5番1-2-205号
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和36年4月17日
職業	会社員
勤務先名称	G C A サヴィアン株式会社
勤務先住所	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C A サヴィアングループ株式会社 I R 室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

（2）【保有目的】

発行会社グループの社員であり、安定株主として保有しています。

（3）【重要提案行為等】

該当事項なし

（４）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 （株・口）	3,400		
新株予約権証券（株）	A 100	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 3,500	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の 数	R		
共同保有者間で引渡請求権 等の権利が存在するものと して控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		3,500
保有潜在株式の数 （A+B+C+D+E+F+G+H +I+J+K+L+M+N）	U		100

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成24年8月7日現在）	V	351,329
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		0.91%
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）		0.93%

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
該当事項なし						

（ 6 ）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株主間契約（Share Ownership Agreement）

提出者、各共同保有者（以下、提出者及び各共同保有者を総称して「本経営株主」といいます。）、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.（以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。）は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

(1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日（以下、「本設立日」といいます。）後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後4年間（平成23年3月30日付で2年間の延長を本株主間等で合意しております。）は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から1年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から2年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から3年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から4年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後4年間（平成23年3月30日付で2年間の延長を本株主間等で合意しております。）は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスティル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

（ 7 ）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	915
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	株式移転により3,400株を取得
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	915

【借入金の内訳】

名称	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
G C A サヴィアン グループ株式会社	サービス業	渡辺 章博	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階	2	915

【借入先の名称等】

該当事項なし

7【提出者（大量保有者） / 7】

（1）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	林 啓之
住所又は本店所在地	東京都杉並区堀ノ内二丁目4番22-407号
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和42年2月4日
職業	会社員
勤務先名称	G C A サヴィアン株式会社
勤務先住所	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C A サヴィアングループ株式会社 I R 室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

（2）【保有目的】

発行会社グループの社員であり、安定株主として保有しています。

（3）【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	3,200		
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	3,200	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の 数	R		
共同保有者間で引渡請求権 等の権利が存在するものと して控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		3,200
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H +I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成24年8月7日現在)	V	351,329
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		0.83%
直前の報告書に記載された株券等保有 割合(%)		0.85%

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
該当事項なし						

（ 6 ）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株主間契約（Share Ownership Agreement）

提出者、各共同保有者（以下、提出者及び各共同保有者を総称して「本経営株主」といいます。）、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.（以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。）は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

(1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日（以下、「本設立日」といいます。）後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後4年間（平成23年3月30日付で2年間の延長を本株主間等で合意しております。）は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から1年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から2年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から3年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から4年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後4年間（平成23年3月30日付で2年間の延長を本株主間等で合意しております。）は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスティル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

（ 7 ）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	株式移転によ3,200株を取得
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	

【借入金の内訳】

該当事項なし

【借入先の名称等】

該当事項なし

8 【提出者（大量保有者） / 8】

（1）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	高橋 元
住所又は本店所在地	東京都東久留米市氷川台一丁目8番3号
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和39年1月23日
職業	会社員
勤務先名称	G C A サヴィアン株式会社
勤務先住所	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C A サヴィアングループ株式会社 I R 室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

（2）【保有目的】

発行会社グループの社員であり、安定株主として保有しています。

（3）【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	3,000		
新株予約権証券(株)	A 650	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 3,650	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		3,650
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+ I+J+K+L+M+N)	U		650

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成24年8月7日現在)	V	351,329
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		0.95%
直前の報告書に記載された株券等保有 割合(%)		0.97%

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
該当事項なし						

（ 6 ）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株主間契約（Share Ownership Agreement）

提出者、各共同保有者（以下、提出者及び各共同保有者を総称して「本経営株主」といいます。）、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.（以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。）は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

(1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日（以下、「本設立日」といいます。）後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後4年間（平成23年3月30日付で2年間の延長を本株主間等で合意しております。）は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から1年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から2年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から3年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から4年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後4年間（平成23年3月30日付で2年間の延長を本株主間等で合意しております。）は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスティル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

（ 7 ）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	5,947
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	株式移転により3,000株を取得
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	5,947

【借入金の内訳】

名称	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
GCAサヴィアングループ株式会社	サービス業	渡辺 章博	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階	2	5,947

【借入先の名称等】

該当事項なし

9【提出者（大量保有者） / 9】

（1）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	ジェームス・ビー・エイブリー (James B. Avery)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国94010、カリフォルニア州、ヒルズバラ、チャーチル・ドライブ 2825 (2825 Churchill Drive, Hillsborough, CA 94010, USA)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和38年12月25日
職業	会社役員
勤務先名称	G C A サヴィアングループ株式会社及びG C A サヴィアン・インク (GCA Savvian, Inc.)
勤務先住所	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階（G C A サヴィアングループ株式会社） アメリカ合衆国94111、カリフォルニア州、サンフランシスコ、カリフォルニア・ストリート150、スイート2300 (GCA Savvian, Inc. San Francisco Office)

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C A サヴィアングループ株式会社 I R 室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

（2）【保有目的】

発行会社グループの役員・幹部職員であり、経営参加を目的とした安定株主として保有しています。

（3）【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	15,071		
新株予約権証券(株)	A 2,850	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 17,921	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		17,921
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+ I+J+K+L+M+N)	U		2,850

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成24年8月7日現在)	V	351,329
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		4.64%
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		4.56%

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
該当事項なし						

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株主間契約 (Share Ownership Agreement)

提出者、各共同保有者(以下、提出者及び各共同保有者を総称して「本経営株主」といいます。)、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.(以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。)は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

(1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日(以下、「本設立日」といいます。)後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後4年間(平成23年3月30日付で2年間の延長を本株主間等で合意しております。)は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から1年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から2年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から3年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から4年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後4年間(平成23年3月30日付で2年間の延長を本株主間等で合意しております。)は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスティル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	25,734
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	株式移転により15,071株を取得
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	25,734

【借入金の内訳】

名称	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
GCAサヴィアングループ株式会社	サービス業	渡辺 章博	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階	2	25,734

【借入先の名称等】

該当事項なし

10【提出者(大量保有者)/10】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	ウィリアム・エイチ・ヴェイカー・フォース (William H. Baker IV)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国94941、カリフォルニア州、ミル・バレー、アミシタ・アヴェ ニュー62 (62 Amicita Avenue, Mill Valley, CA 94941, USA)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和45年9月10日
職業	会社員
勤務先名称	G C A サヴィアン・インク (GCA Savvian, Inc.)
勤務先住所	アメリカ合衆国94111、カリフォルニア州、サンフランシスコ、カリフォルニア・ ストリート150、スイート2300 (GCA Savvian, Inc. San Francisco Office)

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C A サヴィアングループ株式会社 I R 室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

(2)【保有目的】

発行会社グループの役員・幹部職員であり、経営参加を目的とした安定株主として保有しています。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	646		
新株予約権証券(株)	A 850	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 1,496	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,496
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+ I+J+K+L+M+N)	U		850

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成24年8月7日現在)	V	351,329
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		0.39%
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		0.32%

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
該当事項なし						

（ 6 ）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株主間契約（Share Ownership Agreement）

提出者、各共同保有者（以下、提出者及び各共同保有者を総称して「本経営株主」といいます。）、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.（以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。）は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

(1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日（以下、「本設立日」といいます。）後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後4年間（平成23年3月30日付で2年間の延長を本株主間等で合意しております。）は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から1年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から2年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から3年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から4年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後4年間（平成23年3月30日付で2年間の延長を本株主間等で合意しております。）は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスティル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

（ 7 ）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	7,640
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	株式移転により646株を取得
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	7,640

【借入金の内訳】

名称	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
G C A サヴィアン グループ株式会社	サービス業	渡辺 章博	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセン チュリープレイス 丸の内30階	2	7,640

【借入先の名称等】

該当事項なし

11【提出者（大量保有者） / 11】

（1）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	ジェフェリー・ディ・バルドウィン (Geoffrey D. Baldwin)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国94062、カリフォルニア州、ウッドサイド、スモーク・ツリー・ レーン20 (20 Smoke Tree Lane, Woodside, CA 94062, USA)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和40年2月2日
職業	会社役員
勤務先名称	G C A サヴィアングループ株式会社及びG C A サヴィアン・インク (GCA Savvian, Inc.)
勤務先住所	東京都千代田区丸の内1丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階（G C A サヴィアングループ株 式会社） アメリカ合衆国94111、カリフォルニア州、サンフランシスコ、カリフォルニア・ ストリート150、スイート2300 (GCA Savvian, Inc. San Francisco Office)

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C A サヴィアングループ株式会社 I R 室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

（2）【保有目的】

発行会社グループの役員・幹部職員であり、経営参加を目的とした安定株主として保有しています。

（3）【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	14,466		
新株予約権証券(株)	A 3,600	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 18,066	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		18,066
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+ I+J+K+L+M+N)	U		3,600

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成24年8月7日現在)	V	351,329
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		4.68%
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		4.40%

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
該当事項なし						

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株主間契約（Share Ownership Agreement）

提出者、各共同保有者（以下、提出者及び各共同保有者を総称して「本経営株主」といいます。）、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.（以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。）は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日（以下、「本設立日」といいます。）後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後４年間（平成23年３月30日付で２年間の延長を本株主間等で合意しております。）は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から１年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から２年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から３年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から４年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後４年間（平成23年３月30日付で２年間の延長を本株主間等で合意しております。）は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスティル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

（７）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	32,253
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	株式移転により3,652株を取得し、無償交付により15,228株を取得（合計18,880株のうち、944株については平成21年８月５日の市場外取引、900株については平成22年５月14日の市場外取引、900株については平成22年８月６日の市場外取引、944株については平成23年３月４日の市場外取引、726株については平成24年２月22日の市場外取引によりそれぞれ処分しております。）
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	32,253

【借入金の内訳】

名称	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
GCAサヴィアングループ株式会社	サービス業	渡辺 章博	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階	2	32,253

【借入先の名称等】

該当事項なし

12【提出者(大量保有者) / 12】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	クラーク・エヌ・カラランダ (Clark N. Callander)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国94123、カリフォルニア州、サンフランシスコ、スコット・ストリート2815 (2815 Scott Street, San Francisco, CA 94123, USA)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和33年9月7日
職業	会社員
勤務先名称	G C A サヴィアン・インク (GCA Savvian, Inc.)
勤務先住所	アメリカ合衆国94111、カリフォルニア州、サンフランシスコ、カリフォルニア・ストリート150、スイート2300 (GCA Savvian, Inc. San Francisco Office)

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C A サヴィアングループ株式会社 I R 室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

(2)【保有目的】

発行会社グループの役員・幹部職員であり、経営参加を目的とした安定株主として保有しています。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

（４）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 （株・口）	15,893		
新株予約権証券（株）	A 2,850	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 18,743	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		18,743
保有潜在株式の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+ I+J+K+L+M+N）	U		2,850

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成24年8月7日現在）	V	351,329
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		4.86％
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）		3.52％

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成24年8月7日	普通株式	4,721株	1.22％	市場外	取得	無償交付

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株主間契約 (Share Ownership Agreement)

提出者、各共同保有者(以下、提出者及び各共同保有者を総称して「本経営株主」といいます。)、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.(以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。)は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日(以下、「本設立日」といいます。)後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後4年間(平成23年3月30日付で2年間の延長を本株主間等で合意しております。)は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から1年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から2年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から3年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から4年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後4年間(平成23年3月30日付で2年間の延長を本株主間等で合意しております。)は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスティル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	25,734
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	株式移転により11,172株を取得し、無償交付により4,721株を取得
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	25,734

【借入金の内訳】

名称	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
GCAサヴィアングループ株式会社	サービス業	渡辺 章博	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階	2	25,734

【借入先の名称等】

該当事項なし

13【提出者(大量保有者)/13】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	タラク・パートナーズ・エルエルシー (Tallac Partners, LLC)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国94123、カリフォルニア州、サンフランシスコ、スコット・ストリート2815 (2815 Scott Street, San Francisco, CA 94123, USA)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	-
職業	-
勤務先名称	-
勤務先住所	-

【法人の場合】

設立年月日	平成14年10月31日
代表者氏名	クラーク・エヌ・カランダー (Clark N. Callander)
代表者役職	業務執行社員
事業内容	投資業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C A サヴィアングループ株式会社 IR室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

(2)【保有目的】

該当事項なし(保有株券等の全てを共同保有者の一人であるクラーク・エヌ・カランダーに無償交付したため、共同保有者ではなくなりました。)
--

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

（４）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	0		
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	0	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	T		0
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+ I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成24年8月7日現在)	V	351,329
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		0%
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		1.25%

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成24年8月7日	普通株式	4,721株	1.22%	市場外	処分	無償交付

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

タラク・パートナーズ・エルエルシーは、保有株券等の全てを共同保有者の一人であるクラーク・エヌ・カランダに無償交付したため、共同保有者ではなくなりました。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	

【借入金の内訳】

該当事項なし

【借入先の名称等】

該当事項なし

14【提出者(大量保有者)/14】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	トッド・ジェイ・カーター (Todd J. Carter)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国94118、カリフォルニア州、サンフランシスコ、コモンウェルス70 (70 Commonwealth, San Francisco, CA 94118, USA)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和38年9月29日
職業	会社役員
勤務先名称	G C Aサヴィアングループ株式会社及びG C Aサヴィアン・インク (GCA Savvian, Inc.)
勤務先住所	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階(G C Aサヴィアングループ株式会社) アメリカ合衆国94111、カリフォルニア州、サンフランシスコ、カリフォルニア・ ストリート150、スイート2300 (GCA Savvian, Inc. San Francisco Office)

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C Aサヴィアングループ株式会社 I R室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

(2)【保有目的】

発行会社グループの役員・幹部職員であり、経営参加を目的とした安定株主として保有しています。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	21,364		
新株予約権証券(株)	A 3,600	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 24,964	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		24,964
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+ I+J+K+L+M+N)	U		3,600

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成24年8月7日現在)	V	351,329
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		6.47%
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		6.23%

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
該当事項なし						

（ 6 ）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

組合契約（リミテッド・パートナーシップ契約）

当該株券等のうち2,652株は、提出者がジェネラル・パートナーであるカリフォルニア州法に基づくリミテッド・パートナーシップの株式数です。

株主間契約（Share Ownership Agreement）

提出者、各共同保有者（以下、提出者及び各共同保有者を総称して「本経営株主」といいます。）、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.（以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。）は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日（以下、「本設立日」といいます。）後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後4年間（平成23年3月30日付で2年間の延長を本株主間等で合意しております。）は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から1年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から2年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から3年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から4年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後4年間（平成23年3月30日付で2年間の延長を本株主間等で合意しております。）は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスティル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

（ 7 ）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	32,253
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	株式移転により21,364株を取得
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	32,253

【借入金の内訳】

名称	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
G C A サヴィアン グループ株式会社	サービス業	渡辺 章博	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセン チュリープレイス 丸の内30階	2	32,253

【借入先の名称等】

該当事項なし

15【提出者(大量保有者) / 15】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	ブライス・ピー・ダイキン (Bryce P. Dakin)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国94010、カリフォルニア州、ヒルズバラ、シャロンアヴェニュー 880 (880 Sharon Avenue, Hillsborough, CA 94010, USA)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和48年2月5日
職業	会社員
勤務先名称	G C A サヴィアン・インク (GCA Savvian, Inc.)
勤務先住所	アメリカ合衆国94111、カリフォルニア州、サンフランシスコ、カリフォルニア・ ストリート150、スイート2300 (GCA Savvian, Inc. San Francisco Office)

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C A サヴィアングループ株式会社 I R 室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

(2)【保有目的】

発行会社グループの役員・幹部職員であり、経営参加を目的とした安定株主として保有しています。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

（４）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 （株・口）	907		
新株予約権証券（株）	A 1,500	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 2,407	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の 数	R		
共同保有者間で引渡請求権 等の権利が存在するものと して控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		2,407
保有潜在株式の数 （A+B+C+D+E+F+G+H +I+J+K+L+M+N）	U		1,500

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成24年8月7日現在）	V	351,329
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		0.62%
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）		0.49%

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
該当事項なし						

（ 6 ）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株主間契約（Share Ownership Agreement）

提出者、各共同保有者（以下、提出者及び各共同保有者を総称して「本経営株主」といいます。）、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.（以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。）は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日（以下、「本設立日」といいます。）後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後4年間（平成23年3月30日付で2年間の延長を本株主間等で合意しております。）は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から1年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から2年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から3年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から4年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後4年間（平成23年3月30日付で2年間の延長を本株主間等で合意しております。）は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスティル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

（ 7 ）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	13,473
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	株式移転により907株を取得
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	13,473

【借入金の内訳】

名称	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
GCAサヴィアングループ株式会社	サービス業	渡辺 章博	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階	2	13,473

【借入先の名称等】

該当事項なし

16【提出者(大量保有者)/16】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	マイケル・ジェイ・エドワーズ (Michael J. Edwards)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国94010、カリフォルニア州、ヒルズバラ、ジェリー・レーン2145 (2145 Geri Lane, Hillsborough, CA 94010, USA)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和47年10月25日
職業	会社員
勤務先名称	G C A サヴィアン・インク (GCA Savvian, Inc.)
勤務先住所	アメリカ合衆国94111、カリフォルニア州、サンフランシスコ、カリフォルニア・ ストリート150、スイート2300 (GCA Savvian, Inc. San Francisco Office)

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C A サヴィアングループ株式会社 I R 室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

(2)【保有目的】

発行会社グループの役員・幹部職員であり、経営参加を目的とした安定株主として保有しています。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	749		
新株予約権証券(株)	A 800	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 1,549	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,549
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+ I+J+K+L+M+N)	U		800

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成24年8月7日現在)	V	351,329
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		0.40%
直前の報告書に記載された株券等保有 割合(%)		0.33%

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
該当事項なし						

（ 6 ）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株主間契約（Share Ownership Agreement）

提出者、各共同保有者（以下、提出者及び各共同保有者を総称して「本経営株主」といいます。）、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.（以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。）は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日（以下、「本設立日」といいます。）後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後4年間（平成23年3月30日付で2年間の延長を本株主間等で合意しております。）は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から1年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から2年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から3年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から4年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後4年間（平成23年3月30日付で2年間の延長を本株主間等で合意しております。）は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスティル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

（ 7 ）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	7,182
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	株式移転により749株を取得
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	7,182

【借入金の内訳】

名称	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
G C A サヴィアン グループ株式会社	サービス業	渡辺 章博	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセン チュリープレイス 丸の内30階	2	7,182

【借入先の名称等】

該当事項なし

17【提出者(大量保有者)/17】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	スティーブン・シー・フレッチャー (Steven C. Fletcher)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国94904、カリフォルニア州、ケントフィールド、ランチェリア・ ロード5 (5 Rancheria Rd., Kentfield, CA 94904)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和42年11月21日
職業	会社員
勤務先名称	G C A サヴィアン・インク (GCA Savvian, Inc.)
勤務先住所	アメリカ合衆国94111、カリフォルニア州、サンフランシスコ、カリフォルニア・ ストリート150、スイート2300 (GCA Savvian, Inc. San Francisco Office)

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C A サヴィアングループ株式会社 I R 室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

(2)【保有目的】

発行会社グループの役員・幹部職員であり、経営参加を目的とした安定株主として保有しています。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	3,248		
新株予約権証券(株)	A 2,295	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 5,543	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		5,543
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+ I+J+K+L+M+N)	U		2,295

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成24年8月7日現在)	V	351,329
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		1.44%
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		1.33%

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
該当事項なし						

（ 6 ）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株主間契約（Share Ownership Agreement）

提出者、各共同保有者（以下、提出者及び各共同保有者を総称して「本経営株主」といいます。）、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.（以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。）は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

(1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日（以下、「本設立日」といいます。）後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後4年間（平成23年3月30日付で2年間の延長を本株主間等で合意しております。）は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から1年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から2年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から3年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から4年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後4年間（平成23年3月30日付で2年間の延長を本株主間等で合意しております。）は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスティル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

（ 7 ）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	20,747
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	株式移転により3,248株を取得
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	20,747

【借入金の内訳】

名称	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
GCAサヴィアングループ株式会社	サービス業	渡辺 章博	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階	2	20,747

【借入先の名称等】

該当事項なし

18【提出者(大量保有者)/18】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	マーク・エイ・グリーンバウム (Mark A. Greenbaum)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国94025、カリフォルニア州、メンロ・パーク、ペリー・アヴェ ニュー2 (2 Perry Avenue, Menlo Park, CA 94025, USA)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和45年10月14日
職業	会社員
勤務先名称	G C A サヴィアン・インク (GCA Savvian, Inc.)
勤務先住所	アメリカ合衆国94111、カリフォルニア州、サンフランシスコ、カリフォルニア・ ストリート150、スイート2300 (GCA Savvian, Inc. San Francisco Office)

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C A サヴィアングループ株式会社 I R 室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

(2)【保有目的】

発行会社グループの役員・幹部職員であり、経営参加を目的とした安定株主として保有しています。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	1,248		
新株予約権証券(株)	A 2,295	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 3,543	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		3,543
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+ I+J+K+L+M+N)	U		2,295

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成24年8月7日現在)	V	351,329
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		0.92%
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		0.79%

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
該当事項なし						

（ 6 ）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株主間契約（Share Ownership Agreement）

提出者、各共同保有者（以下、提出者及び各共同保有者を総称して「本経営株主」といいます。）、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.（以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。）は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

(1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日（以下、「本設立日」といいます。）後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後4年間（平成23年3月30日付で2年間の延長を本株主間等で合意しております。）は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から1年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から2年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から3年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から4年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後4年間（平成23年3月30日付で2年間の延長を本株主間等で合意しております。）は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスティル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

（ 7 ）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	20,747
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	株式移転により1,248株を取得
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	20,747

【借入金の内訳】

名称	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
G C A サヴィアン グループ株式会社	サービス業	渡辺 章博	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセン チュリープレイス 丸の内30階	2	20,747

【借入先の名称等】

該当事項なし

19【提出者（大量保有者） / 19】

（１）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	リチャード・エス・ジェイセン (Richard S. Jasen)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国94019、カリフォルニア州、ハーフムーンベイ、ヘルモサ・アヴェニュー671 (671 Hermosa Avenue, Half Moon Bay, CA 94019, USA)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和45年3月17日
職業	会社員
勤務先名称	G C A サヴィアン・インク (GCA Savvian, Inc.)
勤務先住所	アメリカ合衆国94111、カリフォルニア州、サンフランシスコ、カリフォルニア・ストリート150、スイート2300 (GCA Savvian, Inc. San Francisco Office)

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C A サヴィアングループ株式会社 I R 室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

（２）【保有目的】

発行会社グループの役員・幹部職員であり、経営参加を目的とした安定株主として保有しています。

（３）【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	2,348		
新株予約権証券(株)	A 2,295	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 4,643	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		4,643
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+ I+J+K+L+M+N)	U		2,295

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成24年8月7日現在)	V	351,329
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		1.20%
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		1.09%

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
該当事項なし						

（ 6 ）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株主間契約（Share Ownership Agreement）
 提出者、各共同保有者（以下、提出者及び各共同保有者を総称して「本経営株主」といいます。）、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.（以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。）は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

(1) ロックアップ
 本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日（以下、「本設立日」といいます。）後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後4年間（平成23年3月30日付で2年間の延長を本株主間等で合意しております。）は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から1年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から2年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から3年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から4年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄
 ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム
 本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後4年間（平成23年3月30日付で2年間の延長を本株主間等で合意しております。）は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスティル
 本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

（ 7 ）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	20,747
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	株式移転により2,348株を取得
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	20,747

【借入金の内訳】

名称	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
G C A サヴィアン グループ株式会社	サービス業	渡辺 章博	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階	2	20,747

【借入先の名称等】

該当事項なし

20【提出者（大量保有者） / 20】

（1）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	アーサー・エス・キルシュ (Arthur S. Kirsch)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国10128、ニューヨーク州、ニューヨーク、イースト・エティーナ インス・ストリート45、#40H (45 E. 89th Street, #40H, New York, NY 10128, USA)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和27年1月19日
職業	会社員
勤務先名称	G C A サヴィアン・インク (GCA Savvian, Inc.)
勤務先住所	アメリカ合衆国10019、ニューヨーク州、ニューヨーク、アベニュー・オブ・ジ・ アメリカズ1330、28階 (GCA Savvian, Inc. New York Office)

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C A サヴィアングループ株式会社 I R 室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

（2）【保有目的】

発行会社グループの役員・幹部職員であり、経営参加を目的とした安定株主として保有しています。

（3）【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	1,134		
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	0 1,134	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の 数	R		
共同保有者間で引渡請求権 等の権利が存在するものと して控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,134
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H +I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成24年8月7日現在)	V	351,329
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		0.29%
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		0.30%

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
該当事項なし						

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株主間契約 (Share Ownership Agreement)

提出者、各共同保有者(以下、提出者及び各共同保有者を総称して「本経営株主」といいます。)、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.(以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。)は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

(1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日(以下、「本設立日」といいます。)後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後4年間(平成23年3月30日付で2年間の延長を本株主間等で合意しております。)は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から1年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から2年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から3年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から4年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後4年間(平成23年3月30日付で2年間の延長を本株主間等で合意しております。)は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスティル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	株式移転により1,134株を取得
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	

【借入金の内訳】

該当事項なし

【借入先の名称等】

該当事項なし

21【提出者(大量保有者)/21】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	ジョン・エフ・ランブロス (John F. Lambros)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国10003、ニューヨーク州、ニューヨーク、イースト・ナインス・ストリート20、アパートメント 3 K (20 East 9th Street, Apt. 3K, New York, NY 10003, USA)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和40年7月14日
職業	会社員
勤務先名称	G C A サヴィアン・インク (GCA Savvian, Inc.)
勤務先住所	アメリカ合衆国10019、ニューヨーク州、ニューヨーク、アベニュー・オブ・ジ・アメリカズ1330、28階 (GCA Savvian, Inc. New York Office)

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C A サヴィアングループ株式会社 I R 室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

(2)【保有目的】

発行会社グループの役員・幹部職員であり、経営参加を目的とした安定株主として保有しています。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	3,247		
新株予約権証券(株)	A 2,295	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 5,542	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		5,542
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+ I+J+K+L+M+N)	U		2,295

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成24年8月7日現在)	V	351,329
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		1.44%
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		1.33%

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
該当事項なし						

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株主間契約 (Share Ownership Agreement)

提出者、各共同保有者(以下、提出者及び各共同保有者を総称して「本経営株主」といいます。)、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.(以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。)は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

(1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日(以下、「本設立日」といいます。)後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後4年間(平成23年3月30日付で2年間の延長を本株主間等で合意しております。)は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から1年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から2年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から3年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から4年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後4年間(平成23年3月30日付で2年間の延長を本株主間等で合意しております。)は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスティル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	20,747
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	株式移転により3,247株を取得
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	20,747

【借入金の内訳】

名称	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
GCAサヴィアングループ株式会社	サービス業	渡辺 章博	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階	2	20,747

【借入先の名称等】

該当事項なし

22【提出者(大量保有者)/22】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	マーク・ジェイ・マキナー (Mark J. McInerney)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国94118、カリフォルニア州、サンフランシスコ、ジャクソン・ストリート3222 (3222 Jackson Street, San Francisco, CA 94118, USA)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和38年1月10日
職業	会社員
勤務先名称	G C A サヴィアン・インク (GCA Savvian, Inc.)
勤務先住所	アメリカ合衆国94111、カリフォルニア州、サンフランシスコ、カリフォルニア・ストリート150、スイート2300 (GCA Savvian, Inc. San Francisco Office)

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C A サヴィアングループ株式会社 I R 室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

(2)【保有目的】

発行会社グループの役員・幹部職員であり、経営参加を目的とした安定株主として保有しています。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

（４）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	14,549		
新株予約権証券(株)	A 2,850	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 17,399	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		17,399
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+ I+J+K+L+M+N)	U		2,850

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成24年8月7日現在)	V	351,329
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		4.51%
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		4.42%

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
該当事項なし						

（ 6 ）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株主間契約（Share Ownership Agreement）

提出者、各共同保有者（以下、提出者及び各共同保有者を総称して「本経営株主」といいます。）、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.（以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。）は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

(1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日（以下、「本設立日」といいます。）後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後4年間（平成23年3月30日付で2年間の延長を本株主間等で合意しております。）は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から1年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から2年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から3年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から4年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後4年間（平成23年3月30日付で2年間の延長を本株主間等で合意しております。）は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスティル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

（ 7 ）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	25,734
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	株式移転により14,549株を取得
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	25,734

【借入金の内訳】

名称	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
G C A サヴィアン グループ株式会社	サービス業	渡辺 章博	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセン チュリープレイス 丸の内30階	2	25,734

【借入先の名称等】

該当事項なし

23【提出者（大量保有者） / 23】

（1）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	ジョン・ジー・ムレー (John G. Murray)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国94027、カリフォルニア州、アサートン、イザベラ・アヴェ ニュー40 (40 Isabella Ave, Atherton, CA 94027, USA)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和37年7月17日
職業	会社員
勤務先名称	G C A サヴィアン・インク (GCA Savvian, Inc.)
勤務先住所	アメリカ合衆国94111、カリフォルニア州、サンフランシスコ、カリフォルニア・ ストリート150、スイート2300 (GCA Savvian, Inc. San Francisco Office)

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C A サヴィアングループ株式会社 I R 室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

（2）【保有目的】

発行会社グループの役員・幹部職員であり、経営参加を目的とした安定株主として保有しています。

（3）【重要提案行為等】

該当事項なし

（４）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	3,427		
新株予約権証券(株)	A 1,700	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 5,127	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		5,127
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+ I+J+K+L+M+N)	U		1,700

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成24年8月7日現在)	V	351,329
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		1.33%
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		1.30%

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
該当事項なし						

（ 6 ）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株主間契約（Share Ownership Agreement）

提出者、各共同保有者（以下、提出者及び各共同保有者を総称して「本経営株主」といいます。）、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.（以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。）は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

(1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日（以下、「本設立日」といいます。）後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後4年間（平成23年3月30日付で2年間の延長を本株主間等で合意しております。）は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から1年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から2年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から3年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から4年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後4年間（平成23年3月30日付で2年間の延長を本株主間等で合意しております。）は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスティル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

（ 7 ）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	15,440
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	株式移転により3,427株を取得
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	15,440

【借入金の内訳】

名称	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
G C A サヴィアン グループ株式会社	サービス業	渡辺 章博	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセン チュリープレイス 丸の内30階	2	15,440

【借入先の名称等】

該当事項なし

24【提出者(大量保有者)/24】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	ダニエル・エイチ・ビーチ (Daniel H. Veatch)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国94109、カリフォルニア州、サンフランシスコ、パシフィックア ヴェニュー1478 (1478 Pacific Avenue, San Francisco, CA 94109, USA)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和40年4月18日
職業	会社員
勤務先名称	G C A サヴィアン・インク (GCA Savvian, Inc.)
勤務先住所	アメリカ合衆国94111、カリフォルニア州、サンフランシスコ、カリフォルニア・ ストリート150、スイート2300 (GCA Savvian, Inc. San Francisco Office)

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C A サヴィアングループ株式会社 I R 室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

(2)【保有目的】

発行会社グループの役員・幹部職員であり、経営参加を目的とした安定株主として保有しています。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	600		
新株予約権証券(株)	A 900	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 1,500	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,500
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+ I+J+K+L+M+N)	U		900

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成24年8月7日現在)	V	351,329
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		0.39%
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		0.33%

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
該当事項なし						

（ 6 ）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株主間契約（Share Ownership Agreement）

提出者、各共同保有者（以下、提出者及び各共同保有者を総称して「本経営株主」といいます。）、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.（以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。）は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

(1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日（以下、「本設立日」といいます。）後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後4年間（平成23年3月30日付で2年間の延長を本株主間等で合意しております。）は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から1年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から2年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から3年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から4年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後4年間（平成23年3月30日付で2年間の延長を本株主間等で合意しております。）は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスティル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

（ 7 ）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	8,120
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	株式移転により600株を取得
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	8,120

【借入金の内訳】

名称	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
G C A サヴィアン グループ株式会社	サービス業	渡辺 章博	東京都千代田区丸 の内一丁目11番1号 パシフィックセン チュリープレイス 丸の内30階	2	8,120

【借入先の名称等】

該当事項なし

25【提出者（大量保有者） / 25】

（１）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	マーク・ワイサー (Mark Waissar)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国94025、カリフォルニア州、メンロ・パーク、シスキュー・ドライブ901 (901 Siskiyou Drive, Menlo Park, CA 94025, USA)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和43年6月25日
職業	会社員
勤務先名称	G C A サヴィアン・インク (GCA Savvian, Inc.)
勤務先住所	アメリカ合衆国94111、カリフォルニア州、サンフランシスコ、カリフォルニア・ストリート150、スイート2300 (GCA Savvian, Inc. San Francisco Office)

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C A サヴィアングループ株式会社 I R 室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

（２）【保有目的】

発行会社グループの役員・幹部職員であり、経営参加を目的とした安定株主として保有しています。

（３）【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	5,395		
新株予約権証券(株)	A 2,145	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 7,540	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		7,540
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+ I+J+K+L+M+N)	U		2,145

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成24年8月7日現在)	V	351,329
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		1.95%
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		1.90%

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
該当事項なし						

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株主間契約 (Share Ownership Agreement)

提出者、各共同保有者(以下、提出者及び各共同保有者を総称して「本経営株主」といいます。)、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.(以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。)は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

(1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日(以下、「本設立日」といいます。)後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後4年間(平成23年3月30日付で2年間の延長を本株主間等で合意しております。)は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から1年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から2年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から3年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から4年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後4年間(平成23年3月30日付で2年間の延長を本株主間等で合意しております。)は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスティル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	19,443
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	株式移転により5,395株を取得
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	19,443

【借入金の内訳】

名称	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
GCAサヴィアングループ株式会社	サービス業	渡辺 章博	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階	2	19,443

【借入先の名称等】

該当事項なし

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) 渡辺 章博
- (2) 佐山 展生
- (3) 山本 礼二郎
- (4) 加藤 裕康
- (5) 益戸 宣彦
- (6) 福谷 尚久
- (7) 林 啓之
- (8) 高橋 元
- (9) ジェームス・ビー・エイブリー
- (10) ウィリアム・エイチ・ヴェイカー・フォース
- (11) ジェフェリー・ディ・バルドウィン
- (12) クラーク・エヌ・カラnder
- (13) トッド・ジェイ・カーター
- (14) プライス・ピー・ダイキン
- (15) マイケル・ジェイ・エドワーズ
- (16) スティーブン・シー・フレッチャー
- (17) マーク・エイ・グリーンバウム
- (18) リチャード・エス・ジェイセン
- (19) アーサー・エス・キルシュ
- (20) ジョン・エフ・ランブロス
- (21) マーク・ジェイ・マキナー
- (22) ジョン・ジー・ムレー
- (23) ダニエル・エイチ・ビーチ
- (24) マーク・ワイサー

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	190,724		
新株予約権証券(株)	A 34,725	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 225,449	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の 数	R		
共同保有者間で引渡請求権 等の権利が存在するものと して控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		225,449

保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H +I+J+K+L+M+N)	U	34,725
---	---	--------

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成24年8月7日現在)	V	351,329
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		58.40%
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		57.40%

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)
渡辺 章博	37,456	9.70
佐山 展生	12,872	3.33
山本 礼二郎	7,404	1.92
加藤 裕康	16,350	4.24
益戸 宣彦	3,900	1.01
福谷 尚久	3,500	0.91
林 啓之	3,200	0.83
高橋 元	3,650	0.95
ジェームス・ビー・エイブリー	17,921	4.64
ウィリアム・エイチ・ヴェイカー・フォース	1,496	0.39
ジェフェリー・ディ・バルドウィン	18,066	4.68
クラーク・エヌ・カランダー	18,743	4.86
トッド・ジェイ・カーター	24,964	6.47
ブライス・ビー・ダイキン	2,407	0.62
マイケル・ジェイ・エドワーズ	1,549	0.40
スティーブン・シー・フレッチャー	5,543	1.44
マーク・エイ・グリーンバウム	3,543	0.92
リチャード・エス・ジェイセン	4,643	1.20
アーサー・エス・キルシュ	1,134	0.29
ジョン・エフ・ランブロス	5,542	1.44
マーク・ジェイ・マキナニー	17,399	4.51
ジョン・ジー・ムレー	5,127	1.33
ダニエル・エイチ・ビーチ	1,500	0.39
マーク・ワイサー	7,540	1.95
合計	225,449	58.40